

令和 2 年度

財政援助団体等監査結果報告書

西条市監査委員

目 次

令和2年度財政援助団体等監査の結果について	1
第1 監査の対象	2
第2 監査の期間	2
第3 監査の着眼点	2
第4 監査の実施内容	2
第5 監査の結果	2
1 西条地区保護司会に対する補助金について	3
2 西条市連合婦人会に対する補助金について	3

西監第117号
令和3年3月25日

西条市長	玉井敏久殿
西条市議会議長	行元博殿
西条市教育委員会教育長	伊藤隆志殿

西条市監査委員	東元道明
西条市監査委員	徳増竜伍

令和2年度財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

令和2年度財政援助団体等監査結果

第1 監査の対象

平成31年度（令和元年度）に財政援助を行った団体のうち、次の団体に対する補助金について監査を実施した。

監査対象団体	補助金の名称	所管部署
西条地区保護司会	西条地区保護司会運営費補助金	市民生活部 市民生活課
西条市連合婦人会	西条市連合婦人会活動費補助金	教育委員会事務局 管理部 社会教育課

第2 監査の期間

令和3年1月29日から令和3年2月26日まで

第3 監査の着眼点

監査の対象とした財政援助団体等の当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助の目的に沿って行われているかを主眼とし、次の事項について監査を実施した。

- ①補助対象や金額の算定基準は要綱等により明確になっているか。
- ②実績報告書のほか、帳簿、領収書、通帳等により履行確認が行われているか。
- ③補助金の使途は適切か。
- ④出納関係帳票や領収書等の証拠書類の整備は適正に行われているか。
- ⑤補助金で購入した物品等の管理は適正か。

第4 監査の実施内容

両団体及び所管課から関係書類等の提出を求め、関係諸帳簿等を調査・照合し、必要に応じて関係者へ聞き取りを行ったほか、出納関係帳票等の整備の状況について実地にて監査を実施した。

第5 監査の結果

監査の結果、各団体に交付された補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に執行されていることを確認した一方で、改善又は検討を要する事項も見受けられた。軽易な指摘事項については、その都度指示、指導を行い、改善又は検討を求めた。

なお、所管部署及び交付団体においては、指示、指導を行ったため記述を省略した軽易な事項に関しても留意し、引き続き適正な事務の執行に努められたい。

団体別の監査結果は次のとおりである。

1 西条地区保護司会に対する補助金について

- (1) 補助金の名称 西条地区保護司会運営費補助金
- (2) 補助金交付先 西条市周布 349 番地 1 (東予総合支所内)
- (3) 補助金額 1,646,520 円
- (4) 支出年月日及び金額 令和元年 6 月 5 日 1,646,520 円
- (5) 支出根拠 西条市補助金等交付規則
西条地区保護司会運営費補助金交付要綱

(6) 西条地区保護司会に関する指摘事項

ア 団体事務局の出納事務について

物品の購入時における出納事務について、立替払い後の口座からの出金による補てん処理を確認した。立替払いは適正な出納事務ではなく、厳に慎むべきものである。

今後は、出納事務におけるチェック体制を確立し、適正な出納事務を執行されたい。

(7) 市民生活部市民生活課に関する指摘事項

補助金交付関係事務は、おおむね適正に処理されており、特に指摘事項はない。

2 西条市連合婦人会に対する補助金について

- (1) 補助金の名称 連合婦人会活動費補助金
- (2) 補助金交付先 西条市明屋敷 164 番地 (社会教育課内)
- (3) 補助金額 1,940,000 円
- (4) 支出年月日及び金額 令和元年 5 月 15 日 1,940,000 円
- (5) 根拠法令等 西条市補助金等交付規則
連合婦人会活動費補助金交付要綱

(6) 西条市連合婦人会に関する指摘事項

ア 団体事務局の事務処理について

事務文書の処理において、会長を最終決裁者とするなど、決裁区分の見直しを行い、適切な文書管理に努められたい。

イ 団体事務局の出納事務について

個別事業ごとに概算額を引き出し、資金前渡し必要経費の支払いに充てた後は、その都度残額を預金口座に戻し入れし、精算を行うべきである。

今後は、金銭出納帳と預金通帳の記録が一致するよう、適切な会計事務処理をされたい。

(7) 教委管理部社会教育課に関する指摘事項

ア 補助金交付事務について

市補助金交付規則第 6 条の規定に基づき、補助金等の交付の基準をあらかじめ定めるべきである。

今後は、補助金額の算定基準を要綱等で明確にするなど、適切な補助金交付事務に取り組まれたい。

